

# 事故が起こったら

～事故一報から見舞金・共済金請求の流れ～

Step1

最初に事故の報告を

## 事故第一報の手続き

事故第一報報告書(共済様式: 請求-01)に必要事項を記入し、単位子ども会代表者に速やかに提出。

記載内容を確認。  
市町村子連に提出。開催要項等も

記載内容、年間計画書にて該当するか確認。道子連に **30日以内** に提出。

記載内容を確認。  
所定の条件の一報については  
全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。



請求をする人  
・被共済者  
・共済金を受け取る人  
**60日以内**

単位子ども会  
代表者

市町村  
子連

道子連

全国  
子ども会連合会

Step2

治療が終わり  
請求できるようになったら

## 見舞金・共済金請求の手続き

下記表の必要書類を整備し、  
単位子ども会代表者に提出(捺印と自署箇所あり)。  
(請求権が発生(治療終了)後速やかに提出)

記載内容を確認。(傷病名・天気・参加人数・就学前3年以下の場合加入済の保護者同伴の有無)  
市町村子連に提出。

記載内容・必要書類の有無を確認。  
市町村子連名・代表者名を記入し捺印又は自署。  
請求書受付欄を記入。加入名簿・年間計画書・  
開催要項等を添付し、道子連へ提出、60日以内。

記載内容・必要書類の有無を確認。  
加入の有無を確認。道子連名・代表者名を  
記入し捺印又は自署。請求書受付欄を記入。  
全国子ども会連合会に提出。見舞金審査会を行う。

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが  
完了してから60日以内に支払います。  
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで  
60日以上の日数を要することがあります。)  
請求者と市町村子連に支払い通知を送付します。

※ 共済金は、一旦道子連に入金後、見舞金と合わせて指定の口座に振り込まれます

開催要項や回覧板等、行事名・会の名、日付等が入ったものも必須



見舞金・共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
見舞金申請書(振込先指定)	請求 D-5	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	○		
個人情報の取扱いに関する同意書 (印必須)	請求-12	○	○	○
診療点数集約書	請求 D-6	○		
医療費の領収書(写)及び診療明細書(写)	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		○	○
医師の診断書(後遺障害) ※	請求-32		○	
死亡診断書又は死体検案書 ※	-			○
被共済者の戸籍謄本 ※	-			○

※必要に応じ他の書類の提出をお願いすることがあります。(診断書料は支払対象外)